

第2条（委嘱手数料）

1. 本業務によって紹介した人材（以下、「紹介者」といいます）を甲が選考をした結果、採用決定をし、紹介者が甲に入社（就労開始）した場合、甲は乙に対し、委託手数料（以下、「本業務手数料」といいます）として、1名採用につき第4条の計算方法によって算出した当該採用予定者の想定年収の30%（税別）を支払うものとします。但し、想定年収が400万円に満たない場合、下限設定として一律120万円（税別）の本業務手数料を支払うものとします。
2. 紹介者を乙が紹介した日から1年以内に、当該紹介者を甲が採用決定した場合は、前項の場合と同様に、本業務手数料が発生するものとします。